

「生きる」を創る。



2025年4月版

お申し込みいただく前に

契約概要・注意喚起情報

アフラックの
夢みるこどもの
学資保険

ご契約に関する大切な事項を記載したものです。
お申し込み前に必ずお読みいただき大切に保管してください。

- お申し込みの際には、この「契約概要・注意喚起情報」のほか、「パンフレット」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。
- 保険契約者さま（保険契約を結ばれる方）および被保険者さま（お子さま）の親権者ともにご本人さまが内容をご確認のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要・注意喚起情報」は大切に保管してください。

ご契約後のお問い合わせ・お手続きについて

- ご契約後のお問い合わせ・お手続きなどは、引受保険会社および募集代理店にて受け付けております。
- 募集代理店では、当該募集代理店が保険募集を行った保険契約に関して、お客さまからのご照会・お問い合わせなどに対応します。なお、お問い合わせいただく内容によっては、引受保険会社が、募集代理店より連絡を受け対応させていただく場合があります。また、給付金などの請求手続きや各種手続方法のご照会などについて、引受保険会社にて対応させていただく場合があります。
- 募集代理店が共同募集を行っている場合、募集代理店間の業務内容については、当該募集代理店にご確認ください。

ご確認ください

- 本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険で、預金ではありません。したがって、元本保証はなく、預金保険制度の対象ではありません。
- 本商品に関するお客さまのお取り扱いが、募集代理店におけるお客さまに関する他の業務やお取り扱いに影響を与えることはありません。
- 募集代理店が保険募集を行うにあたって、事前にお客さまにご確認・ご同意いただく事項があります。また、本商品の募集にあたって、募集代理店がお客さまに勤務先などをお伺いし、法令上定める「銀行等保険募集制限先」に該当するか確認させていただきます。
- 募集代理店に融資をお申し込み中のお客さまなどに対しては、本商品の募集を行わない場合があります。

生命保険募集人について

- アフラックの生命保険募集人は、お客さまとアフラックとの保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申し込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します。

<ご契約後は、ご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人に必ずお知らせください。>

お客さまからの照会・相談・苦情などのご連絡先

◇保険に関する照会・相談・苦情などがありましたら、以下の窓口でお受けいたします。

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について

アフラックコールセンター 0120-555-027

月～金および第2・4土曜日（祝日・年末年始を除く）9:00～17:00

◇この商品に係る指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。

◇（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書（電子メール・FAXは不可）あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな照会・相談・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客さまの相談をお受けしています。

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

◇生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

◎この「契約概要・注意喚起情報」にある保障内容などは、2025年4月21日現在のものです。

◎契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

〈引受保険会社〉保険契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。



〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
<https://www.aflac.co.jp/>



お問い合わせ、お申し込みは
〈募集代理店〉

本冊子や「ご契約のしおり・約款」には、ご契約に関する重要事項を記載していますので、必ずお読みください。

本冊子

契約概要

P.02～10

契約内容に関する重要事項のうち、とくにご確認ください事項を記載しています。

- 保険の特長・しくみは？
- どんなときに一時金・年金などが支払われるの？
- 保険料お払い込みの流れは？
- 契約できる条件は？

など

注意喚起情報

P.11～19

お申し込みの際してとくにご注意ください事項やお客さまにとって不利益となる事項を記載しています。

- 申し込みを撤回したいときは？
- 告知とは？
- 保障の開始はいつ？
- 一時金・年金を請求するときは？

など

その他重要事項

P.20～22

お申し込みの際してご確認ください補足的情報をまとめています。

本冊子で使用するマークについて

	お客さまにとって不利益となる事項を含む、とくに ご確認くださいポイントを記載しています。		条件など補足事項を記載しています。
	「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載して います。		保険の専門用語などについて記載しています。

ご契約のしおり・約款

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項、お手続きなどをわかりやすく説明しています。

約款

「普通保険約款」「特約条項」など、ご契約についてのとりきめを詳しく説明しています。

契約概要

1

この「契約概要」には、契約内容に関する重要事項のうち、**とくにご確認ください事項**を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

2

支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を記載しています。
ご契約に際しては「**注意喚起情報**」のほか、支払事由や制限事項の詳細、主な保険用語の説明などについては、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

もくじ

特長・しくみ

- 01 「アフラックの夢みるこどもの学資保険」の特長 …… 03
- 02 契約内容（保険料払込期間など） …… 03

給付金・保険金など

- 03 一時金・年金などのお支払い …… 05
- 04 契約者配当金・解約払戻金 …… 06

保険料

- 05 保険料のお払込方法 …… 07
- 06 保険料お払い込みの流れ …… 08
- 07 保険料に関する留意事項 …… 09

ご契約のお引き受け

- 08 お引き受けの条件 …… 10

01 「アフラックの夢みるこどもの学資保険」の特長

特長
1

お子さまの教育資金を計画的に準備できます。

高校入学の際に「学資一時金」を、大学入学時から4年間「学資年金」をお支払いします。

特長
2

保険料払込期間をお選びいただけます。

保険料払込期間を「17歳払済」「18歳払済」「10歳払済」からお選びいただけます。

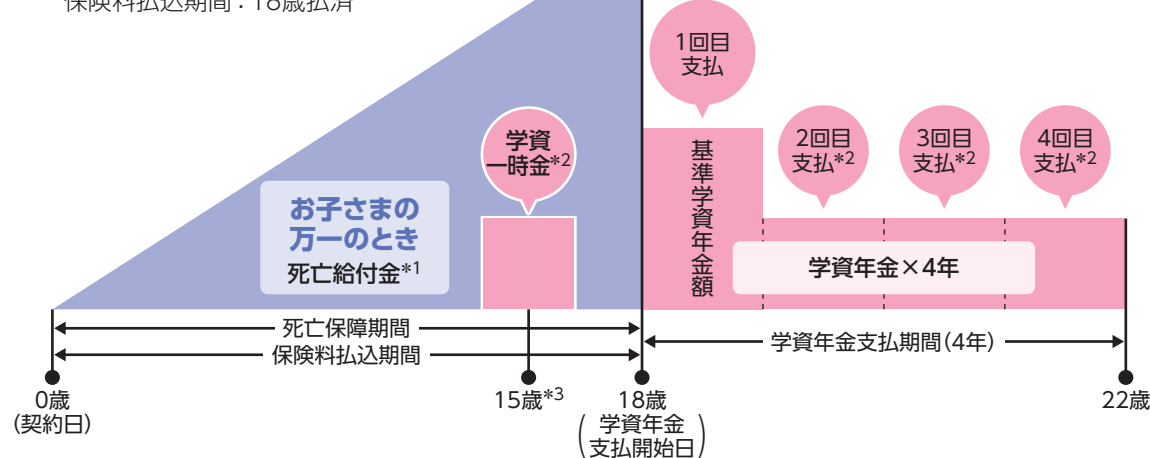
特長
3

ニーズにあわせて特則を付加できます。

契約者が万一のときに保険料が払込免除となる「保険料払込免除特則」を付加できます。

「アフラックの夢みるこどもの学資保険」しくみ図

〈例〉契約日における被保険者（お子さま）の年齢：0歳
学資年金支払開始年齢：18歳
保険料払込期間：18歳払済



*1 既払込保険料相当額をお支払いします。 *2 基準学資年金額の50%をお支払いします。

*3 学資一時金は、被保険者（お子さま）が満14歳10カ月になられた後に迎える最初の2月1日以降にお支払いします。

02 契約内容(保険料払込期間など)

アフラックの夢みるこどもの学資保険

「保険料払込免除特則」の付加の有無によって、契約者契約年齢の条件が異なります。

	学資年金支払開始年齢	死亡保障期間	保険料払込期間	被保険者契約年齢 (お子さまの年齢)	契約者契約年齢	
					男性	女性
「保険料払込免除特則」を付加する場合	17歳	17歳まで	17歳払済	0歳～満7歳	満18歳～満50歳	満16歳～満50歳
			10歳払済	0歳～満5歳		
	18歳	18歳まで	18歳払済	0歳～満7歳		
			10歳払済	0歳～満5歳		
「保険料払込免除特則」を付加しない場合	17歳	17歳まで	17歳払済	0歳～満3歳	契約者の年齢制限なし	契約者の年齢制限なし
			10歳払済	0歳～満5歳		
	18歳	18歳まで	18歳払済	0歳～満3歳		
			10歳払済	0歳～満5歳		

- 「アフラックの夢みるこどもの学資保険」の正式名称は、「こども保険〔2009〕」です。
- 「学資年金支払開始年齢」は、ご契約後に変更することができません。
- 「保険料払込期間」は、被保険者（お子さま）が払済年齢に達した後に到来する最初の年単位の契約応当日（用語）の前日までとなります。

付加できる特則・特約

- つぎの特則・特約を付加してお申し込みいただけます。
- 「保険料払込免除特則」を付加した場合、「指定代理請求特約」が付加されます。
- 主契約が消滅した場合、これらの特則・特約も消滅します。
- ▶ 詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

●「保険料払込免除特則」「指定代理請求特約」について

特則・特約の名称	特則・特約の概要	ご確認ください
保険料払込免除特則	契約者がつぎのいずれかに該当した場合、次回の払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに該当したときはその払込期月）以後の保険料のお払い込みは免除になります。 ○ 保険料払込期間中に死亡したとき ○ 保障が始まる日以後の病気・ケガを原因として所定の高度障害状態になったとき ○ 保障が始まる日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になったとき	○ 「保険料払込免除特則」を付加した場合、契約者の変更はできません。 ○ 保険料のお払い込みを免除した場合、契約内容の変更は取り扱いできません。また、この特則のみの解約はできません。 ○ 契約者が死亡した場合、保険契約上の権利および義務のすべては被保険者（お子さま）に承継されます。
指定代理請求特約	○ 「保険料払込免除特則」を付加した場合のみ以下について該当します。 保険料の払込免除について、契約者が事故や病気などによりご請求できない特別な事情がある場合に、あらかじめ指定された方（指定代理請求人）が契約者に代わって保険料の払込免除をご請求できる特約です。 ▶ 詳しくは「しおり」「指定代理請求特約」についてをご確認ください。	○ 本特約は「保険料払込免除特則」とあわせて付加されます。 ○ 本特約の保険料のお払い込みは不要です。 ○ 「指定代理請求特約」について、故意に保険料のお払い込みの免除事由を生じさせた者、または故意に契約者を保険料のお払い込みの免除をご請求できない状態にさせた者は、指定代理請求人としてのお取り扱いを受けることができません。

●「責任開始期に関する特約」について

「責任開始期に関する特約」を付加した場合、申込日または告知日のいずれか遅い日が責任開始期となります。

※「申込日」とは、アフラック（募集代理店を含む）が申込書を受領した日をいいます。

▶ 保障の開始について、詳しくは「注意喚起情報 P.14」をご確認ください。

保険料のお払い込みの免除ができない場合などについて

- 「保険料払込免除特則」について、つぎのような場合には保険料のお払い込みの免除ができません。
 - ・ 保障が始まる日（責任開始期）から3年以内に契約者が自殺した場合（この場合、ご契約は契約者が死亡したときに消滅したものとみなし、契約者の法定相続人に保険料積立金をお支払いします）
 - ・ 契約者の故意により、契約者が所定の高度障害状態に該当した場合
 - ・ 契約者の故意または重大な過失により、契約者が所定の身体障害状態に該当した場合
- ▶ 詳しくは「しおり」「保険料払込免除特則」についてをご確認ください。

用語

- 「契約応当日」とは
ご契約後の保険期間中に迎える、契約日に対応する日

03 一時金・年金などのお支払い

▶▶ 参照 [しおり](#) [「夢みるこどもの学資保険」について](#)

具体的な支払額については「**設計書**」などの保障内容が記載されているページをご確認ください。
下記「支払事由」以外の詳細については「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

一時金・年金など	支払事由	支払額	ご確認ください
学資一時金	被保険者(お子さま)が満14歳10カ月に達した日の直後の2月1日に生存しているとき	基準学資年金額の50%	契約者からのご請求がない場合は、アフラック所定の利率*1による利息をつけて自動的に据え置きます。
学資年金	被保険者(お子さま)がそれぞれの学資年金支払日に生存しているとき	第1回学資年金： 基準学資年金額 第2～4回学資年金： 基準学資年金額の50%	学資年金支払開始日から、第4回学資年金支払日前に、被保険者(お子さま)が死亡した場合は、未払いの学資年金の現価をお支払いします。なお、学資年金の自動据え置きのお取り扱いはありません。
死亡給付金	被保険者(お子さま)が死亡保障期間中に死亡したとき	既払込保険料相当額	—

*1 詳しくは、アフラックホームページの「積立利率等・約款貸付の利率のお知らせ」に記載していますので、ご確認ください。

学資年金の支払時期

第1回学資年金は、お子さまの誕生日ではなく、お子さまが「**17歳**または**18歳**(契約時にお選びいただいた学資年金支払開始年齢)になった後に迎える最初の年単位の契約応当日」以降にお支払いします。そのため、**学資年金支払開始年齢「18歳」の場合、お子さまの大学入学などに間に合わないことがあります。**

■学資年金支払開始年齢「18歳」の場合の支払時期の目安

①お子さまの誕生日と②契約月(契約日の属する月)の交差する箇所が、第1回学資年金をお支払いする時期の目安となります。

※学資年金支払開始年齢「**17歳**」をお選びいただいた場合は、下記より支払時期が1年早くなります。
(下記説明は小学校から大学までの6・3・3・4制にもとづいて表示しています)

		② 契約月(契約日の属する月)											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① お子さまの誕生日	4月 生まれ*2	4月	高校3年 5月	高校3年 6月									
	5月 生まれ		5月	高校3年 7月	高校3年 8月								
	6月 生まれ			6月		高校3年 9月	高校3年 10月						
	7月 生まれ				7月			高校3年 11月	高校3年 12月	高校3年 1月	高校3年 2月	高校3年 3月	
	8月 生まれ					8月							
	9月 生まれ						9月						
	10月 生まれ	大学1年 4月	大学1年 5月	大学1年 6月	大学1年 7月	大学1年 8月	大学1年 9月	大学1年 10月	大学1年 11月	大学1年 12月	大学1年 1月	大学1年 2月	大学1年 3月
	11月 生まれ								11月				
	12月 生まれ									12月			
	1月 生まれ										1月		
	2月 生まれ											2月	
	3月 生まれ												3月

*2 4月1日生まれは3月生まれに含みます。

※ は大学入学前にお支払いします。

※ は大学入学後にお支払いします。

※ の誕生日と契約月が同じ場合は、下記ようになります。

- ・誕生日が契約日と同日または契約日より前の場合：高校3年の誕生日(契約月)
- ・誕生日が契約日より後の場合：大学1年の誕生日(契約月)

04 契約者配当金・解約払戻金

契約者配当金・解約払戻金のお支払いについては、下記のとおりです。

▶▶ 解約払戻金について、詳しくは [しおり](#) [解約と解約払戻金について](#) をご確認ください。

契約者配当金	「アフラックの夢みるこどもの学資保険」には、 契約者配当金がありません。
解約払戻金	・学資年金支払開始日前に解約された場合、解約払戻金はありませんが、多くの場合、お払い込みいただいた保険料全額は戻りません。 ・ご契約後短期間で解約した場合、解約払戻金はないか、あってもごくわずかとなります。また、解約払戻金額は契約時の契約者・被保険者(お子さま)の年齢や保険料の払込年数などにより異なります。

05 保険料のお払込方法

- 保険料は下記の条件で決まります。

保険料払込免除特別 を付加する場合	・ 契約者の性別および契約日における満年齢 ・ 被保険者(お子さま)の契約日における満年齢
保険料払込免除特別 を付加しない場合	・ 被保険者(お子さま)の契約日における満年齢

- 具体的な保険料については「**設計書**」などをご確認ください。

お払込方法

- 保険料のお払込方法には、「月払」「半年払」「年払」「一括払(全期前納)」があります。
- 保険料払込期間には、「17歳払済」「18歳払済」「10歳払済」があります。
- ▶▶ 保険料払込期間について、詳しくは **02 契約内容(保険料払込期間など)** **P.03~04** をあわせてご確認ください。

お払込方法	保険料払込期間	ご確認ください
月払 半年払 年払	17歳払済 18歳払済 10歳払済	・ 被保険者(お子さま)が払済年齢に達した後に到来する最初の年単位の契約応当日から保険料の負担がなくなります。 ・ 半年払・年払では、保険料払込期間中に解約、被保険者(お子さま)が死亡、または保険料のお払い込みが免除となった場合は、半年払保険料・年払保険料のうち、月単位の未経過期間に対応する保険料相当額をお支払いします。
一括払 (全期前納)	17歳払済 18歳払済 10歳払済	・ 保険料払込期間の満了日までの保険料を契約時に一括してお払い込みいただくお取り扱いとなります。 ※ 契約時に一括でお払い込みいただいた保険料(全期前納保険料)は、毎年の年単位の契約応当日に必要な金額をその年の保険料として充当します。 ・ 保険料払込期間中に解約、被保険者(お子さま)が死亡、または保険料のお払い込みが免除となった場合は、保険料として充当しない金額(未経過保険料など)をお返します。また、月単位の未経過期間に対応する保険料相当額もあわせてお支払いします。 ・ 保険料を全期前納した場合、保険料払込期間が満了するまで減額などのお取り扱いはできません。

06 保険料お払い込みの流れ

▶▶ 参照 **しおり** 保険料のお払込について

お申し込みから保険料お払い込みの流れは、お払込方法により異なります。
※ つぎに記載以外の例については、募集代理店またはアフラックにお問い合わせください。

▶▶ 保障の開始について、詳しくは **注意喚起情報 P.14** をご確認ください。

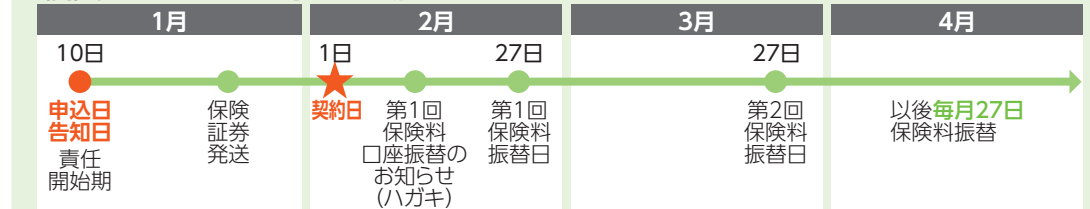
「責任開始期に関する特約」を付加した場合のお払い込みの流れ

月払の場合

★ **契約日**：申込日または告知日のいずれか遅い日の翌月1日(この日の満年齢で保険料が決まります)
責任開始期：申込日または告知日のいずれか遅い日

1 第1回目の保険料から口座振替の場合

〈例〉申込日・告知日が1月10日の場合



※ お申し込みの時期などによっては、初回の保険料振替の際に2カ月分の保険料合計額を振り替える場合があります。初回保険料振替日および振替金額については、アフラックより送付する「第1回保険料口座振替のお知らせ」(ハガキ)にてご確認ください。

2 第1回目の保険料はお払い込み、以後の保険料は口座振替の場合

〈例〉申込日・告知日が1月10日の場合



一括払(全期前納)の場合

- 全期前納保険料は、アフラック指定の口座にお払い込みいただきます。

★ **契約日**：申込日または告知日のいずれか遅い日の翌月1日(この日の満年齢で保険料が決まります)
責任開始期：申込日または告知日のいずれか遅い日

〈例〉申込日・告知日が1月10日の場合



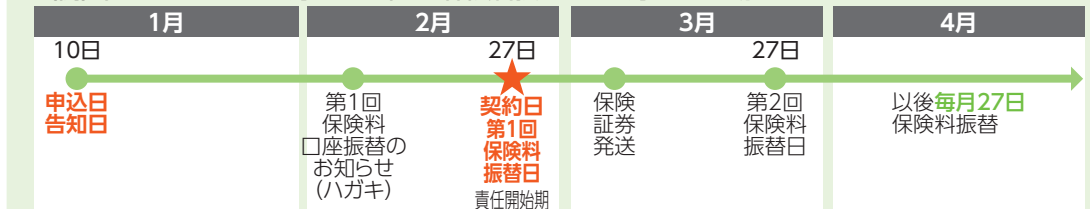
「責任開始期に関する特約」を付加しない場合のお払い込みの流れ

月払の場合

1 第1回目の保険料から口座振替の場合

★ **契約日**：申込日・告知日またはアフラックが第1回保険料を受け取った日のいずれか遅い日(この日の満年齢で保険料が決まります)
責任開始期：申込日・告知日またはアフラックが第1回保険料を受け取った日のいずれか遅い日

〈例〉申込日・告知日が1月10日、第1回保険料振替日が2月27日の場合



※ アフラックが毎月15日までに申込書を受け付けした場合、第1回保険料振替日は翌月になります。
毎月16日以降に申込書を受け付けた場合、第1回保険料振替日は翌々月になります。

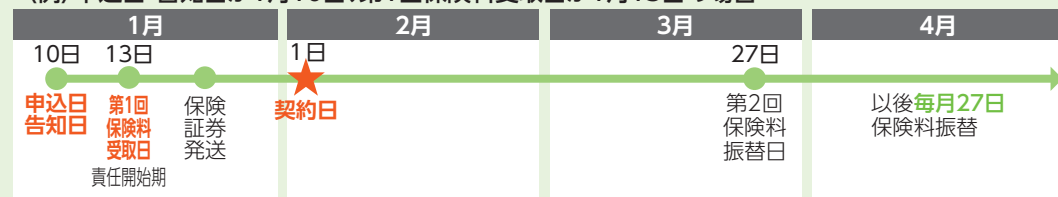
次ページへ続く▶

▶ 前ページからの続き

2 第1回目の保険料はお払い込み、以後の保険料は口座振替の場合

★**契約日**：申込日・告知日またはアフラックが第1回保険料を受け取った日のいずれか遅い日の翌月1日(この日の満年齢で保険料が決まります)
責任開始期:申込日・告知日またはアフラックが第1回保険料を受け取った日のいずれか遅い日

〈例〉申込日・告知日が1月10日、第1回保険料受取日が1月13日の場合

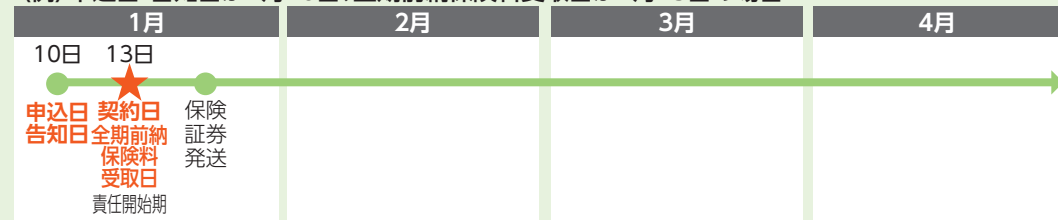


一括払(全期前納)の場合

●全期前納保険料は、アフラック指定の口座にお払い込みいただきます。

★**契約日**：申込日・告知日またはアフラックが全期前納保険料を受け取った日のいずれか遅い日(この日の満年齢で保険料が決まります)
責任開始期:申込日・告知日またはアフラックが全期前納保険料を受け取った日のいずれか遅い日

〈例〉申込日・告知日が1月10日、全期前納保険料受取日が1月13日の場合



補足

- 「保険料払込免除特則」を付加しない場合は、告知が不要なため、「告知日」はありません。
- 契約日まで誕生日を迎える方は、契約日を指定できる場合があります。詳しくは、募集代理店またはアフラックにお問い合わせください。
- 保険料振替日は、月払が毎月27日、半年払・年払が半年・年ごとの27日となります。
※27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

ご契約のお引き受け

08 お引き受けの条件

- 契約者と被保険者(お子さま)との続柄は、**被保険者の父・母・祖父・祖母**となります。
- お申し込みにあたって、医師による診査は必要ありません。
- 保険料払込免除特則**を付加しない場合は、契約者および被保険者(お子さま)による健康状態などの告知は不要です。
- 保険料払込免除特則**を付加する場合は、つぎの点にご留意ください。
 - 契約者から健康状態などについて告知していただきます。**健康状態や仕事の内容**などによってはお申し込みをお引き受けできない場合があります。
 - 契約者が**現在入院中の場合、入院・手術をすすめられている場合**はお申し込みいただけません。

正式名称	契約の限度
こども保険 〔2009〕	●最低基準学資年金額：40万円(受取総額120万円コース) ●最高基準学資年金額：500万円(受取総額1,500万円コース) ●基準学資年金額単位：20万円(受取総額コースでは60万円単位)

- 上記の引受条件・契約の限度のほか、被保険者お1人につきご加入いただける**通算限度やアフラック所定の制限を定めています。**
詳しくは募集代理店またはアフラックにお問い合わせください。

07 保険料に関する留意事項

累計払込保険料について

学資一時金と学資年金の受取総額は、被保険者の契約年齢、契約内容(「保険料払込免除特則」の付加有無を含む)などによっては、累計払込保険料を下回る場合がありますのでご注意ください。

保険料払込免除

保険料払込免除特則を付加し、契約者に万一のことがあった場合(死亡・高度障害状態・身体障害状態など)は、以後の保険料のお払い込みが免除となります。

▶詳しくは **02 契約内容(保険料払込期間など)**〔P.03～04〕、および **しおり**「保険料払込免除特則」についてご確認ください。

基準学資年金額の減額

基準学資年金額をアフラック所定の範囲内で減額することによって、その後の保険料の負担を軽減することができます。

契約者への貸付について

解約払戻金額の一定範囲内で契約者に対する貸付の制度を利用することができます。利息はアフラック所定の利率*で計算します。

学資一時金、学資年金や死亡給付金などをお支払いする際、貸付金の残額がある場合は、学資一時金、学資年金、死亡給付金などから差し引きます。

* 詳しくは、アフラックホームページの「積立利率等・約款貸付の利率のお知らせ」に記載していますので、ご確認ください。

● 照会・相談・苦情について ●

生命保険のお手続きやご契約に関する照会・相談・苦情については、アフラックコールセンターまでご連絡ください。なお、この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

▶詳しくは **注意喚起情報 P.18** をご確認ください。

注意喚起情報

1 この「注意喚起情報」には、ご契約のお申し込みに際して**とくにご注意いただきたい事項**や**不利益となる事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

- 03 正しく告知していただかないと、ご契約を解除することがあります。 13
- 05 一時金・年金などをお支払いできないことがあります。 15
- 08 解約払戻金の有無は保険種類などによって異なります。 17 など

2 ご契約に際しては「**契約概要**」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。

もくじ

ご契約に際して

- 01 反社会的勢力に該当する場合 12
- 02 クーリング・オフ制度 12
- 03 告知義務 13
- 04 保障の開始 14

給付金・保険金、保険料など

- 05 お支払いできない場合 15
- 06 一時金・年金などのご請求 15
- 07 ご契約の無効および失効・復活 16

ご契約の解約・乗り換え・見直し

- 08 解約と解約払戻金 17
- 09 新たな保険契約への乗り換えや
ご契約の見直し 17

その他留意事項

- 10 保険会社の業務または財産の
状況が変化した場合 18
- 11 照会・相談・苦情の窓口 18
- 12 その他ご確認いただきたい事項 19

ご契約に際して

反社会的勢力に該当する場合

01

**反社会的勢力に該当する場合、
保険契約のお申し込みはできません。**

- 契約者、被保険者または保険金などの受取人が、反社会的勢力*1に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有している場合には、保険契約のお申し込みはできません。
- 保険契約締結後に反社会的勢力*1に該当することまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有していることが判明した場合には、約款にもとづき保険契約が解除されます。

- *1 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- *2 反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、契約者もしくは保険金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは経営への実質的な関与があることもいいます。

クーリング・オフ制度

▶▶ 参照 **しおり** お申込にあたって

02

**所定の期間内であれば、お申し込みの
撤回または解除ができます。**

- 契約者(ご契約を申し込まれる方)は、つぎの**いずれかの日からその日を含めて8日以内**(郵便の場合、**8日以内の消印有効**)であれば、申し込まれたご契約の**撤回** **用語** またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回など」といいます)をすることができます。**(クーリング・オフ制度)**

1. 「責任開始期に関する特約」を付加した場合
「申込日」または「告知日」のいずれか遅い日
 2. 「責任開始期に関する特約」を付加しない場合
「申込日」または「アフラックが第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)を受け取った日」のいずれか遅い日
- お申し込みの撤回などをした場合には、お払い込みいただいた金額をお返しします。

【お申し込みの撤回などの方法】

上記の期間内にアフラックホームページから撤回などのお申し出を送信していただくか、またはアフラック宛てに郵便により文書を送付してください。

● アフラックホームページよりお申し込みの撤回などをする場合

以下のURLにアクセスし、必要項目を入力のうえ、送信してください。

アフラックホームページ <https://www.aflac.co.jp/form/mail/index.php>

● 郵便によりお申し込みの撤回などをする場合

※ハガキなどの書面に下記の〈記入項目〉をもなく記載してください。書式は自由です。

〈記入項目〉

- | | |
|------------------------|------------------------|
| ① 記入日 | ⑤ 契約者の住所・電話番号 |
| ② 撤回などの理由および撤回などをしたい意思 | ⑥ 被保険者名 |
| ③ 契約者の自署・フリガナ | ⑦ 保険種類(特約中途付加の場合は特約種類) |
| ④ 契約者の生年月日 | ⑧ 証券番号(不明の場合は未記入でも可) |

※契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要です。

〈郵送先〉

〒182-8008 日本郵便株式会社 調布郵便局 私書箱第50号 アフラック 契約部 撤回担当行



こちらから
アクセス

用語

- 「撤回」とは
ご契約のお申し込み後に、申込者をご契約のお申し込みを取り下げること

次ページへ続く▶



つぎの場合には、
お申し込みの撤回などできません。

すでに契約したご契約の内容を変更する場合

03

告知義務

▶▶ 参照 しおり お申込にあたって

正しく告知していただかないと、
ご契約を解除することがあります。

- 「アフラックの夢みるこどもの学資保険」は、**保険料払込免除特則** を付加した場合、契約者には健康状態・職業などについて、もれなく正しい内容を告知していただく義務があります(これを「告知義務」といいます)。
- ご契約に際しては、契約者の健康状態・職業など「告知書」上でアフラックがおたずねすることからについて、**契約者自身がありのままを記入(告知)してください。**
- 生命保険募集人・募集代理店には告知受領権がありませんので、**口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

➕ 補足

- 告知の内容が不十分であった場合には、**再度告知をお願いすることがあります。**
- アフラックの社員またはアフラックで委託した担当者が、「ご契約のお申し込み後」または「一時金・年金などのご請求」や「保険料払込免除のご請求」の際に、**お申し込みの内容やご請求の内容などについて確認する場合があります。**

既往症や通院歴などがある場合

アフラックでは、お客さまの健康状態などに応じたお引き受けを行っています。



「告知義務違反」がある場合、
ご契約を解除することがあります。

「告知義務違反」として保険契約を解除 用語 することがあるケース

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合で、責任開始日から2年以内のとき
- 責任開始日から2年を経過していても、保険料のお払い込みを免除する事由が2年以内に生じていた場合
上記の場合、一時金・年金などの支払事由が生じていても、原則としてお支払いできません。また、保険料のお払い込みを免除する事由が生じていても、原則としてお払い込みを免除することはできません。なお、解除の際に払戻金があれば契約者にお支払いします。

上記以外にも、告知義務違反の内容がとくに重大な場合には、「告知義務違反」による解除に関する所定の期間(2年以内)に関係なく、詐欺行為による取り消しなどにより、一時金・年金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでに払い込まれた保険料は返金しません。

用語

- 「解除」とは
保険期間の途中でご契約を消滅させること

保障の開始

▶▶ 参照 しおり お申込にあたって

04

申込日が保障の開始では
ありません。

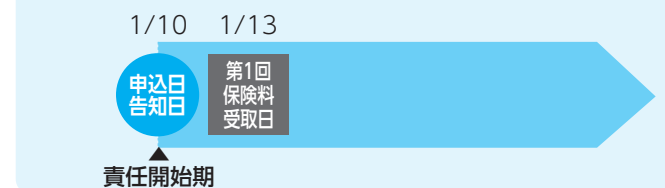
ご契約上の保障を開始する時期を「責任開始期」といいます。
アフラックがご契約をお引き受けした場合の「責任開始期」は、つぎのとおりです。

1.「責任開始期に関する特約」を付加した場合

個別取扱の場合

「申込日」または「告知日」のいずれか
遅い日から保障を開始します。

〈例〉申込日・告知日が1/10の場合



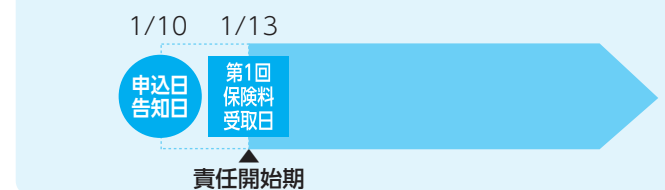
※「申込日」とは、アフラック(募集代理店を含む)が申込書を受領した日をいいます。

2.「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

個別取扱の場合

「申込日」・「告知日」または「アフラック
が第1回保険料を受け取った日」の
いずれか遅い日から保障を開始します。

〈例〉申込日・告知日が1/10、第1回保険料受取日が1/13の場合



➕ 補足

- 保険料払込免除特則** を付加しない場合は、告知が不要なため、「告知日」はありません。
- 担当者(生命保険募集人)には、保険契約の締結の代理権はありません。**保険契約はお客さまからのお申し込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します(担当者は、お客さまとアフラックの保険契約締結の媒介を行います)。

05

お支払いできない場合

▶▶ 参照 **しおり** お支払いできない場合について

一時金・年金などをお支払いできないことがあります。

- 告知内容が事実と相違し、**告知義務違反によりご契約が解除**された場合
- 保険料のお払い込みがなかったため、**ご契約が失効** **用語** している場合
- **保険契約に関する詐欺行為**によりご契約が取り消しとなった場合や、一時金・年金などの**不法取得目的**によりご契約が無効になった場合
- **一時金・年金などを詐取する目的で事故を起こしたとき**や、契約者、被保険者または一時金・年金などの受取人が、**暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当**すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- **免責事由に該当**した場合
〈例〉死亡給付金の場合、契約者の故意

上記以外にも、一時金・年金などをお支払いできないことがあります。

▶▶ 詳しくは「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

06

一時金・年金などのご請求

▶▶ 参照 **しおり** ご契約後について

支払事由が生じた場合、支払われる可能性がある場合はご連絡ください。

- 一時金・年金などは、受取人からのご請求に応じてお支払いします。一時金・年金などの支払事由が生じた場合だけでなく、**お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、以下の方法でお問い合わせください。**

インターネットの場合

アフラックホームページ

キーワードで検索

アフラック 給付金 検索

こちらからアクセス

保障対象など給付金請求に関する詳しい情報を掲載しています。原則24時間いつでも、以下のサービスをご利用いただけます。

給付金デジタル請求サービス パソコン スマートフォン	インターネット上で給付金請求手続きを完結できるサービスです。 ※ご利用には所定の条件があります。
請求書類のお取り寄せ パソコン スマートフォン	請求書類を郵送にてお取り寄せいただけます。
請求書類のダウンロード パソコン	一部の請求書類をダウンロードしていただけます。

お電話の場合

アフラック 保険金コンタクトセンター

0120-555-877 **通話料無料**

<24時間自動音声応答サービス 給付金のご請求手続き>
年中無休(24時間受付)
<オペレーターによる受付>
受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
9:00～17:00

● 指定受取人ががんの告知を受けていないなどの特別な事情がある場合には、個別のご相談を承っています。

用語

- **「失効」とは**
保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払い込みがなく、ご契約の効力が失われること(保障がない状態となるため、この期間に支払事由が生じた場合、給付金などは支払われない)

- 支払事由が生じた場合、契約内容によっては、**複数の支払事由に該当することがあります**。ご不明な点がある場合はご連絡ください。
- 支払事由については **契約概要 P.05** のほか、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。
- **保険料払込免除特則** を付加した場合、**指定代理請求特約** が付加されますので、契約者自身が保険料払込免除を請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が契約者に代わって請求できます。
▶▶ 詳しくは **しおり**「**指定代理請求特約**」について をご確認ください。
- 指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

補足

契約者の住所などを変更された場合は、必ずご連絡ください。お手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができない場合があります。

07

ご契約の無効および失効・復活

▶▶ 参照 **しおり** 保険料のお払込について

保険料のお払い込みがない場合、ご契約が無効または失効となることがあります。

ご契約の無効および失効

保険料は払込期月内にお払い込みください。なお、払込期月内のお払い込みがない場合でも、一定の猶予期間があります。

「**責任開始期に関する特約**」を付加した場合の第1回保険料について

- 第1回保険料が猶予期間内に払い込まれない場合、**ご契約は無効となります**。
- 第1回保険料のお払い込みがなかったため、ご契約が無効となった場合、同一の被保険者について今後新たにご契約される際、「**責任開始期に関する特約**」を付加いただけなくなることがあります。(第1回保険料をお払い込みいただく前に解約された場合も同様です。)

第2回以後の保険料について

- 第2回以後の保険料が猶予期間内に払い込まれない場合、**ご契約は失効となります**。

▶▶ 詳しくは **しおり** 保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効 をご確認ください。

自動振替貸付

- 猶予期間内にお払い込みがない場合でも、保険料の振替貸付が可能なおしには、**あらかじめお申し出がない限り、アフラックが自動的に保険料を立て替え(自動振替貸付)、ご契約を有効に継続させます**。この場合、所定の利率で利息がかかります(複利計算)。
- 自動振替貸付を希望しない場合には、書面でアフラックまたは募集代理店へお申し出ください。
▶▶ 詳しくは **しおり** 保険料のお払込が困難な場合 をご確認ください。

ご契約の復活

- 失効したご契約でも、**失効した日から3年以内であれば、ご契約の復活を請求できます**。この場合、必要な保険料のお払い込みを行っていただきます。**保険料払込免除特則** を付加している場合は契約者に健康状態などについての告知も行っていただきます。ただし、解約払戻金をご請求した場合や、健康状態などによってはご契約の復活はできません。
- 復活を承諾した契約の「**復活日**」は、未払込保険料のお払い込みもしくは告知のいずれか遅い日となり、「**復活日**」から保障が再開します。
- 「**責任開始期に関する特約**」を付加した場合で、第1回保険料のお払い込みがなかったためにご契約が無効となったときは、ご契約の復活のお取り扱いはありません。

解約と解約払戻金

▶▶ 参照 **しおり** ご契約後について

08 解約払戻金の有無は保険種類などによって異なります。

- 保険種類などによって解約払戻金があるタイプやないタイプ、または削減されているタイプがあります。
 - 生命保険は預貯金などとは異なり、お払い込みいただいた保険料の一部が保険金・給付金などのお支払い、ご契約の締結や維持に必要な費用などにあてられます。したがって解約すると、解約払戻金は多くの場合、まったくないか、あっても払込保険料の合計額よりも少ない金額になります。
 - 解約払戻金額は、契約時の契約者・被保険者（お子さま）の年齢や保険料の払込年数・市場金利などによっても異なりますが、とくにご契約後、短期間で解約されたときの解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。この保険の解約払戻金については **契約概要 P.06** をご確認ください。
 - ご契約を解約すると、それに付加された特則・特約も同時に解約となります。
 - 解約払戻金のお支払いには契約者からのご請求が必要です。
- ▶▶ 詳しくは **しおり** 解約と解約払戻金について をご確認ください。

新たな保険契約への乗り換えやご契約の見直し

▶▶ 参照 **しおり** お申込にあたって

09 乗り換えや見直しは、契約者にとって不利益となることがあります。

「新たな保険契約への乗り換え」により不利益となること

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申し込みをご検討されている場合は、一般的につきの点について、契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。

- 多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。とくに、ご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - 一定期間のご契約の継続を条件に発生する**配当の請求権などを失う場合があります。**
 - 新たな保険契約の責任開始日を起算日として、**「告知義務違反」による解除の規定が適用されます。**また、詐欺によるご契約の取り消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての**詐欺行為などが適用の対象となります。**
- ▶▶ 詳しくは **03 告知義務 P.13** をご確認ください。



健康状態によってはお引き受けできません。

新たな保険契約への乗り換えやご契約の見直しをされる場合、改めて告知（または診査）が必要になります。健康状態などによってはお引き受けできない場合があります。

保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

▶▶ 参照 **しおり** その他生命保険に関するお知らせ

10 アフラックは「生命保険契約者保護機構」の会員会社です。

- **保険会社の業務または財産状況の変化により、契約時にお約束した一時金額・年金額などが削減されることがあります。**
 - 会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、**保険契約者保護の措置が図られることがあります。**この場合にも、契約時の一時金額・年金額などが削減されることがあります。
- ▶▶ 詳しくは **しおり** 「生命保険契約者保護機構」について をご確認ください。

生命保険契約者保護機構

☎ 03-3286-2820 **受付時間** [月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00
※ 祝日・年末年始を除きます。
ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

照会・相談・苦情の窓口

11 お客さまの照会・相談・苦情をお受けします。

- 保険に関する照会・相談・苦情などがある場合は、下記のアフラックコールセンターにご連絡ください。

アフラックコールセンター

☎ 0120-555-027 **受付時間** 9:00～17:00
月～金および第2・4土曜日（祝日・年末年始を除く）

- この商品に係る指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。
- （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書（電子メール・FAXは不可）あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな照会・相談・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客さまの相談をお受けしています。
- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

一般社団法人 生命保険協会

ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>

12

その他ご確認いただきたい事項

ご契約前に 必ずご確認ください。

本商品は預金ではありません

- 本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険であり、預金ではありません。したがって元本保証はなく、預金保険制度の対象ではありません。

他のお取り引きへの影響について

- 本商品に関するお客さまのお取り引きが、募集代理店におけるお客さまに関する他の業務やお取り引きに影響を与えることはありません。

募集代理店による事前確認などについて

- 募集代理店が保険募集を行うにあたって、事前にお客さまにご確認・ご同意いただく事項があります。また、本商品の募集にあたって、募集代理店がお客さまに勤務先などをお伺いし、法令上定める「銀行等保険募集制限先」に該当するか確認させていただきます。
- 募集代理店に融資をお申し込み中のお客さまなどに対しては、本商品の募集を行わない場合があります。

お申し込みのお手続きなどでご留意いただきたいことがら

- 申込書・告知書などは、内容を十分お確かめのうえ、各欄の記入者が必ずご自身でご記入ください。
- ご契約をお引き受けしますと、「保険証券」などを契約者にお送りします。お申し込みの内容などと相違していないかどうかご確認ください。
- 第1回保険料に相当する金額をお払い込みいただく際には、アフラック所定の振込依頼書の控えをお受け取りください。アフラックからは領収証の発行はできませんので振込依頼書の控えは大切に保管してください。
- お客さまがアフラックの生命保険募集人の登録状況・権限などに関して確認をご要望の場合は、アフラックまでご連絡ください。

その他重要事項

1

この「その他重要事項」には、ご契約のお申し込みに際して「契約概要」「注意喚起情報」とあわせて**ご確認ください補足的情報**をまとめています。

2

ご契約に際しては「**契約概要**」「**注意喚起情報**」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。

もくじ

01 個人情報の取り扱い(保険契約者および被保険者の皆さまへ)	21
02 犯罪収益移転防止法にもとづく取引時確認について	21
03 ご契約者様専用サイト	22
04 Web約款について	22

01 個人情報の取り扱い(保険契約者および被保険者の皆さまへ)

プライバシーポリシー

アフラックは「個人情報の取り扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、アフラックホームページにてご確認ください。

02 犯罪収益移転防止法にもとづく取引時確認について

取引時確認について

犯罪収益移転防止法(犯罪による収益の移転防止に関する法律)により、契約時、契約内容変更時などには、運転免許証やパスポートなどの公的証明書などをご提示いただき、本人特定事項(氏名・住所・生年月日など)、職業または事業の内容などの確認を行っています。これは、お客さまのお取引引きに関する記録の保存を行うことで、金融機関などがテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることの防止を目的としたものです。なお、確認させていただいた内容に変更が生じる場合は、アフラックにご連絡ください。

「外国の重要な公的地位を有する者等」の確認について

保険契約者が「外国の重要な公的地位を有する者等」に該当する場合、上記の取引時確認に加え、別途確認事項がありますので、アフラックにご連絡ください。なお、「外国の重要な公的地位を有する者等」とは、以下の者をいいます。

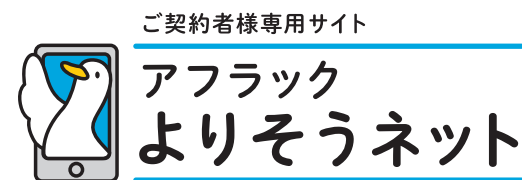
1. 外国において、以下に該当する方または過去にこれらの者であった方
 - 外国の元首、日本国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
 - 日本国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
 - 日本国における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - 日本国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
 - 日本国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
 - 中央銀行の役員
 - 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員
2. 上記1に掲げる者の家族(配偶者(事実婚を含みます)、父母、子、兄弟姉妹、並びに、これらの者以外の配偶者の父母および子)

03 ご契約者様専用サイト

アフラックでは、ご契約後のお客さまのために、「アフラック よりそうネット」を用意しております。「アフラック よりそうネット」では、契約内容のご確認や各種お手続きを行えます。ぜひご利用ください。

ご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」のご登録で、
便利なサービスをご利用いただけます

スマホは
こちらから



ご登録はとってもカンタン!

まずは下記より登録ページへアクセスし、
ご登録ください。

かんたんアフラック 検索

※法人契約の場合はご利用いただけません。



04 Web約款について

「Web約款」とは、アフラックのホームページ上でご覧いただける「ご契約のしおり・約款」です。保険商品の契約内容をご確認いただく方法として、冊子の「ご契約のしおり・約款」とインターネットを利用してご覧いただく「ご契約のしおり・約款(Web約款)」があります。アフラックでは、お客さまの利便性向上のため、「Web約款」をおすすめしています。

「Web約款」の特長

- ① アフラックのホームページ上でいつでも閲覧できるので、保管不要です。
- ② 文字を拡大して閲覧できます。
- ③ キーワード検索により確認したい箇所を簡単に検索できます。
- ④ ご利用の端末に保存することも、印刷することもできます。

「Web約款」の閲覧方法

つぎの①②③④の手順で閲覧できます。

- ① インターネットでアフラックのホームページにアクセス
アフラックホームページ ▶ <https://www.aflac.co.jp/>

アフラック 検索

- ② トップページでの「Web 約款 ご契約のしおり・約款」をクリックし、掲載ページへ移動
- ③ Web約款ページの「金融機関代理店でお申し込みいただいたお客様はこちらをご覧ください」を選択
- ④ 「商品名」から該当の「Web約款」を選択

右記より、Web約款のページにアクセスすることが可能です。▶



冊子の「ご契約のしおり・約款」をご希望の場合

申込書上の「ご契約のしおり・約款」の冊子希望欄の「はい」に○をつけてください。